

## 最低賃金引上げに向けた中小企業支援策（厚生労働省関係）

（合計 62 億円）

## 第 1 団体を通じた中小企業への支援

## 1 地域の中小企業団体を通じた支援（ワン・ストップ相談窓口の整備）

最低賃金引上げの際に経営上の課題となる生産性向上、賃金制度整備等について、中小企業からワン・ストップで相談等を受ける窓口として、既存の中小企業応援センター（100 団体、中小企業庁委託）に、最低賃金引上げに伴う労働条件面での相談体制を整備するとともに、中小企業応援センターの所在地以外の地域について、労働条件管理上の相談窓口（200 力所）を整備する。

年間 17 億円

## 2 全国規模の業界団体を通じた支援

時給 800 円未満の労働者数が多い 13 業種（※）の全国規模の業界団体が、業界全体として賃金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調査、価格転嫁への理解促進のための取組等を行う場合に、その経費を助成する。

20 団体（1 団体上限 2,000 万円）

年間 4 億円

※ ①飲食料品小売業、②食料品製造業、③一般飲食店、④その他の事業サービス業（ビルメン等）、⑤その他の小売業、⑥衣服・その他の繊維製品製造業、⑦各種商品小売業（百貨店、総合スーパー等）、⑧社会保険・社会福祉・介護事業、⑨飲食料品卸売業、⑩宿泊業、⑪洗濯・理容・美容・浴場業、⑫道路旅客運送業及び⑬電子部品・デバイス製造業。

（裏面へ）

## 第2 個別中小企業への支援

地域別最低賃金が680円以下の地域（平成23年4月1日時点）の中小企業を対象に、以下のような支援措置を実施。

### 1 賃金改善奨励金

最低賃金の引上げに先行して、賃金（事業場内で最も低い時間給）を、計画的に800円以上に引き上げる場合に、引上げ額、引上げ人数に応じて奨励金を支給する。

年間9,000事業場（1事業場15～70万円）

年間31億円

（参考1）賃金改善奨励金支給額一覧

引上げ額 引上げ対象者数	40円以上80円未満	引上げ額80円以上
	5人未満	15万円（+10万円※）
5人以上	25万円（+15万円※）	55万円（+15万円※）

※ 時間給800円以上を達成した場合に上乗せされる支給額

（参考2）具体的な支給例

1. 時給650円を、4年連続40円引き上げて（+160円）810円に達する計画を定め、実施した場合の総額は、5人未満は70万円、5人以上は115万円。
2. 時給650円を、2年連続80円引き上げて（+160円）810円に達する計画を定め、実施した場合の総額は、5人未満80万円、5人以上は125万円。

### 2 業務改善等助成金

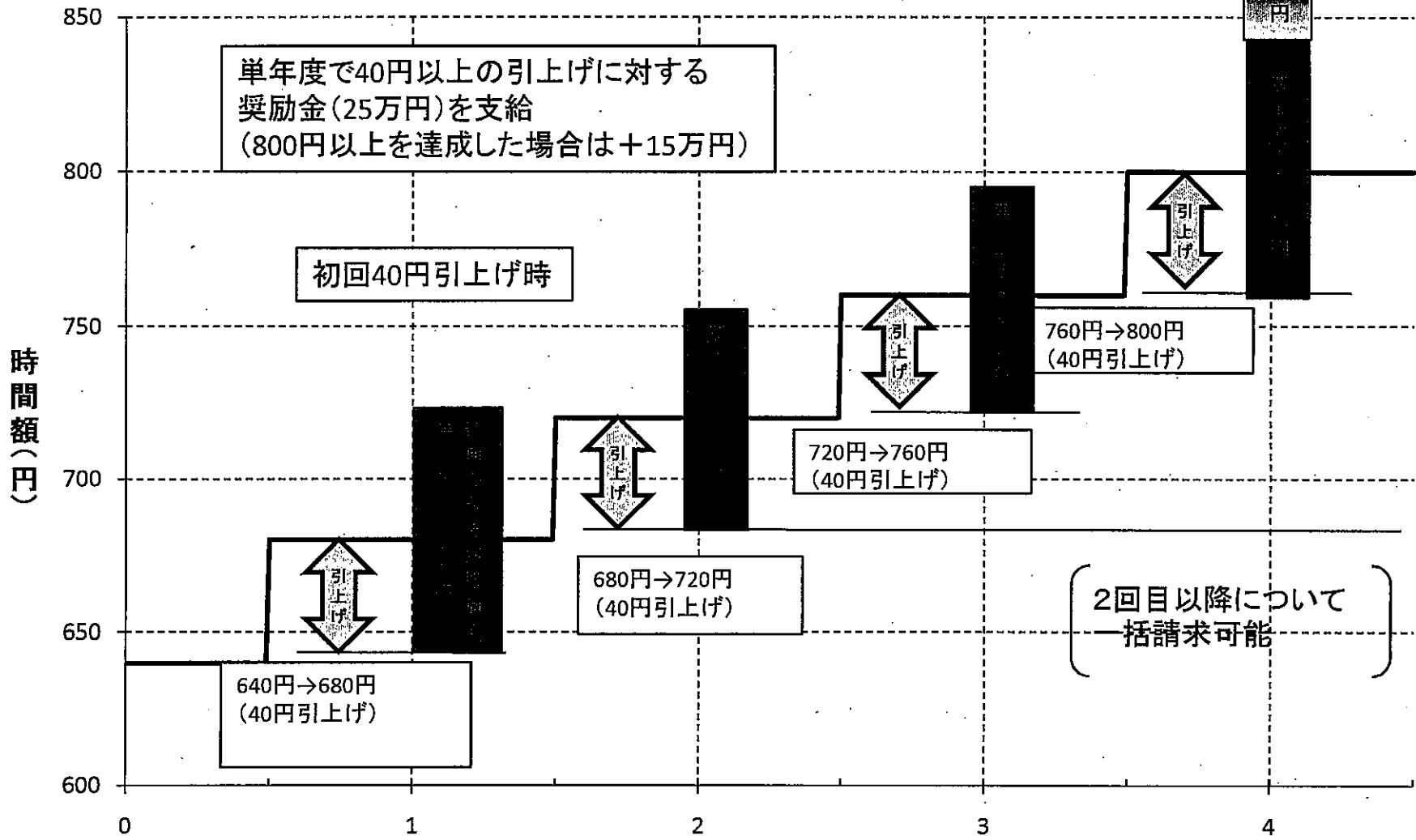
上記1の計画的な賃金引上げに併せて、省力化設備・器具の導入、研修等を実施する中小企業事業主に対し、上乗せで、その経費の1/2を助成する。

年間1,000事業場（1事業場上限100万円）

年間10億円

# 賃金改善奨励金の支給例

(時間額40円以上の引上げが5人以上の場合)



支給総額115万円

